

強引な訪問購入に注意

購入業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」に関する相談が、消費生活センターに寄せられています。終活を機に身の回りの物を整理し始め、不用品処分を考えている高齢者からの相談が特に多く、注意してほしいトラブルです。

▼突然、何でも買い取るという業者から自宅に電話があり、「皿1枚だけでもよい」と食い下がられ訪問を承諾した。訪問の際に「鑑定してあげる」などと言われ、貴金属まで強引に買い取られてしまった。(70代・女性)

▼家に突然来た購入業者に着物と指輪を買い取ってもらった。母の遺品を渡したことに後悔し、クーリングオフをして商品を返してもらったが、指輪が足りない。(60代・女性)

「訪問購入」はクーリングオフ制度があり契約書面を受け取ってから8日以内であれば無条件で解約でき、物品の引き渡しを拒むことができます。トラブルを避けるため、購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾したり、突然訪問してきた購入業者を家に入れたりしないようにしましょう。一方、自ら出向いた店舗で不用品を買い取ってもらった場合はクーリングオフ制度がないため、一度売却した商品の返還を求めることは困難です。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

(来所相談の受付は16：00まで)

土曜日 9：00～17：00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし) 188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。